

固定資産課税台帳の閲覧ができます

固定資産課税台帳には、平成8年1月1日の現在の土地、家屋、償却資産の所有状況及び平成8年度固定資産税の基礎となる評価額が掲載されています。次のとおり、課税台帳の閲覧ができますので、お知らせします。

【期間】平成8年4月3日(水)～4月22日(月)

【時間】8時30分～17時15分

【場所】三隅町役場税務課

老人医療制度の改正

老人医療の負担金の額が、4

月1日から次のとおり変更になります。尚、この改正は、物価の変動により行われたものです。

【外来の場合】

外来時一部負担金一ヶ月につき1010円→1020円

【入院の場合】

入院時一部負担金一日につき700円→710円

福祉医療制度の改正

福祉医療制度では、平成8年4月1日から、次の2点が改正されます。

① 乳幼児医療制度において、3才未満の児童及び歯科診療における義務教育就学前の児童を対象として、医療費の自己負担額が無料となる所得制限が

「市町村民税所得割額
59、100円(世帯合算)」



「市町村民税所得割額
70、000円(父母合算)」
に変わりました。

② 福祉医療制度の受給者全員に、4月分診療分から新たに、入院時の食事助成制度ができました。

- 市町村民税非課税世帯の長期入院(90日以上)の者に対し、全額を助成
- その他の受給者に対し、1日あたり300円を助成

※ 該当すると思われる方は、役場民生課へお問い合わせ下さい
(☎43-0211)

「し尿汲取料金」

お 知 ら せ

平成4年5月以来改定のなかったし尿汲取料金が諸経費の上昇等により、5月1日から次のように改定されることになりました。

項目	現行	改定
基本料金 (90ℓまで)	1,110円	1,200円
超過料金 (18ℓを越えるごと)	222	240
ホース料金 (50m以上)	540	580

(消費税別)

【実施時期】平成8年5月1日から
【許可業者】馬場衛生社 ☎43-0303

「指定ごみ袋」の

お 知 ら せ

4月1日から指定ごみ袋の販売価格が次のように変わります。

(大袋) 1枚20円→18円(消費税別)
(小袋) 1枚17円→16円(消費税別)

ごみ収集のきまりを守って、ごみは正しく出しましょう。特に生ごみは水分をよく切ってから出して下さい。

ご利用ください。福祉のサービス

福祉手当

支給要件に該当する方は、4月30日迄に手続きをして下さい

★支給要件

4月1日現在本町に住所を有する在宅者で身体障害者手帳(1～2級)又は精神薄弱者療育手帳(A・B)所持者

★手当の額

区分	20歳未満	20歳以上
身体障害者	1級	20,000円
	2級	8,000円
精神薄弱者	A	20,000円
	B	8,000円

はり・きゅう施術費

受付は常時行っていますので、該当する方はご利用下さい

★支給要件

本町に引き続き3ヵ月以上住所を有し住民登録がある者(国民健康保険加入者を除く。)

★助成額

区分	助成額
はり術	1回につき600円
きゅう術	1回につき600円
はりきゅう術併用	1回につき600円

※ただし1人1日1回とし、1ヵ月に8回以内

福祉タクシー利用券

受付は常時行っていますので、該当する方はご利用下さい

★対象者

本町内に住所を有する在宅者で、身体障害者手帳(1～3級)・精神薄弱者療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の何れかを所持している者及び75歳以上のひとり暮らし老人

★助成額

基本運賃相当額を助成

★利用券交付枚数

申請月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
枚数	24	22	20	18	16	14
申請月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
枚数	12	10	8	6	4	2

【ご不明な点は、三隅町役場民生課福祉係にお問い合わせください。】 ☎43-0211